

第1回 滋賀県特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 : 平成27年4月20日(月) 15:00～17:00
2 場 所 : 滋賀県公館ゲストルーム
3 議 題 : 会長の選任および知事の諮問を受けて審議
4 出席委員 : 赤木俊夫、秋月謙吾、石田晃朗、大塚光子、佐武直子、山田清
(五十音順、敬称略) 委員6名中6名出席
5 資 料 : 平成27年度 滋賀県特別職報酬等審議会 資料

6 会議概要 :

(1) 総務部長あいさつ

総務部長の青木です。本日はありがとうございます。開会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆さま方には、本日、何かとお忙しい中、足元お悪い中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、平素から県政推進のために格別のご理解・ご支援をいただいておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

このたび、特別職報酬等審議会の発足にあたりまして、委員就任につきまして、ご無理をお願い申し上げましたところ、快くお引き受けいただき、ありがとうございます。

本来ですと、知事が出席いたしまして、ご挨拶を申し上げるべきところでございますが、諮問申し上げます事柄の性質上、出席を遠慮させていただいておりますので、どうかよろしく願いいたします。

さて、ご案内のとおり、特別職の報酬等の額を決定するに当たっては、県民各層の意見を十分聞くというような趣旨で、この審議会を設置しているものでございます。

審議をお願いすることとなります事柄は、滋賀県議会議員の議員報酬の額、知事および副知事の給料および退職手当の額についてでございます。現在の報酬等は、平成8年4月に前・審議会の答申に基づきまして改定したものでございます。

その間、知事等の給与および議会議員の報酬等につきましては、カットを実施してきたことも踏まえまして、当審議会の開催を見合わせていたところでございます。

しかしながら、前回改定以降の一般職の給与改定の状況、あるいは各県や国の特別職の改定状況などを踏まえまると本県においても見直すべき時期にきたものと考えており、このたび、審議会を開催することといたしました。

委員の皆様方におかれましては、これらの諸事情を十分ご賢察のうえ、ご審議をいただきますよう、お願い申し上げまして簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

(2) 会長の選任、会長職務代理者の指名

事務局 : 会長は規定によりますと、委員の互選によるとなっております。どなたか会長の互選につきまして、ご意見はございませんでしょうか。

A委員 : 京都大学の秋月委員にお願いしてはどうかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

各委員 : 異議なし。

事務局 : 今、秋月委員を推薦する声があり、ご了承いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

それでは、秋月委員に会長をお願いしたいと思いますので、会長席の方にお座りください。

会議に先立ちまして、秋月会長からご挨拶をいただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

会長： 皆さまのご推挙によりまして、会長に就任させていただくことになりました京都大学の秋月でございます。私、隣の京都にありますけれども、國松知事以来3代の知事に対して、いろいろとお手伝いをさせていただきながら勉強させていただくという浅からぬご縁がございます。

先程、ご挨拶にもありましたように、当審議會は、知事・副知事の給与や県議会議員の報酬の額を決めるという重要な任務を負うものです。私どもは、県民各層の意見を出来る限り集約・反映して、県民の皆さんの理解・納得が得られる結論が出せるよう、この責任を全うしたいと考えております。

この審議會が円滑に運営できて、所期の責務を果たすことができますよう、委員各位の格段のご協力とご尽力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしくお願いいたします。

事務局： (資料の確認等)

会長 規則の規定によりまして、まず最初に会長職務代理者は会長が指名することになっております。職務代理者につきましては、石田委員をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

(3) 諮問書手交

＜事務局が「平成 27 年度 滋賀県特別職報酬等審議会 資料」を説明しました。＞

(4) 審議

＜質疑および意見＞

A 委員： カットされていたと説明があったが、どれくらいカットされていたのですか？

事務局： 平成 26 年度のカットの内容について申し上げます。知事につきましては、給料 20%カット、期末手当いわゆるボーナスのことでありますが、30%カットでございます。副知事につきましては、給料 10%カット、期末手当 25%カットでございます。議会議員につきましては、報酬が 20%カット、ボーナスの中に加算額というものがあるのですが、加算額の 10%カットとなっております。

今は平成 26 年度の状況を説明いたしましたが、知事につきましては、平成 11 年 1 月から何がしかのカットを行っております。年によっては期末手当だけのカットであったり、給料だけのカットであったり、その両方であったり、その年々によってまちまちといった状況になっております。

B 委員： カットというのは、条例ではなく、自発的にということですか？

事務局： カットと言いましてもやはり、支給に当たっては条例が原則となりますので、カットをするという条例を定めたうえで、行っています。

B 委員： 嘉田知事のときの条例が今の三日月知事にも生きているというわけですか？ 2 割を減じて 8 割を受けているということですか？

事務局： そうです。

C委員： この資料にはカット金額は書かれていないんですね。

事務局： 知事のカットにつきましては、平成26年度で終了しております。今回の審議会では、カットの有無というよりも、本来の知事の給料の額についてご議論いただきたいという思いがあり、カットにつきましては記載を省略させていただいております。

C委員： 他府県のカットの内容は分かるのですか？滋賀県だけカットをしているのですか？参考程度でよいのですが。

事務局： 概ね3分の2ぐらいの自治体でカットを行っております。率につきましては、まちまちでございます。

A委員： それはこの4月1日現在でということですか？

事務局： そうでございます。

C委員： 民間の場合で、長期に20%、30%カットされると大変なことになるわけです。業績不振とか、そういった形でですね、大変な状況というかですね、モチベーションも含めましてね、逆にそういうことはあまりしない。外的要因、第三要因といいますか。

事務局： 少し申し上げます。今説明いたしました知事・副知事等特別職の給与カットにつきましては、当然知事・副知事が自ら決断して決めて、それを条例として改正したものでございます。ただ、今おっしゃっているいろいろな影響が、特に一般行政でそういったこと、財政でありますと影響も出ますが、一般職もカットしておりましたが、もっと少ない規模で実施してきました。そういうことも踏まえ知事・副知事の考えによって条例化したものです。

B委員： 今回は、我々がカットするべきかどうかという判断は当然ないですから、もうカットはしないという前提で我々は金額を決めるわけですよ。そこで、この例えば同一基準の同一の財政規模の自治体がありますが、平均に合わせるという時に、他の自治体がカットしているのであれば、他の自治体と比較すると実態としては高くなるということですよ。

事務局： そうでございます。

B委員： 全く素人判断で言いますけれども、おそらく他府県に揃える、並べていくというのが基本ベースですよ。それでそういう意味では若干下げるという風にはなるんでしょうけれども。その時に例えば私たちがボーナスを査定したりするときに、今貰っている額よりもさらに減るのは気の毒だという話があるじゃないですか。

C委員： 経済情勢はアップしていこうという感じですね。

B委員： そういう発想って何か反映するべきものなんでしょうかね。

C委員： 昨日の別の会議で給料をしっかりと上げないといけない、モチベーションを上げないといけない、時代の流れとしてしっかりと上げていこうという話が出た。まあ、カットが美学と違いましてね、ぼちぼちほどほどの美学。それは美学ではないと私自身もそう思っているのですね。民間、特別職のことだけを申し上げているわけなのですが、そういう形で決議をして帰ったところでございまして、ですから官の特別職の給料がどうのこうのという話ではなくて、ご承知のとおり、ベアもだいたい平均が8千円ぐらいの状況にありますし、それが日本の経済を含め

まして、好循環になってきていると思うのですが。私まさかこの審議員になるとは思ってなくて、お聞きしたいのですが、20%カットしたらですね、20%仕事しなくていいというわけではないですね。

A委員： 参考までに、給与と期末手当と、知事の場合ですよ、4年間ですから、退職金ですね、これら全部を4年で割れば、1年でどれくらいになりますか？企業のレベルだと、どれくらいの役職に値するのかと。3つのベースがありますよね。カットされていますが、132万と期末手当とそれと4年間の退職金を合計した額を4で割ると知事さんのいわゆるざっくりした年収になるんですね。いかほどになるのかと。それを企業にしたら、例えば上場企業でみるのか、分かりませんけれども。

事務局： 4ページの表をご覧くださいますと、25番の滋賀県のところの右端で知事の給料とボーナスを含めた年収を記載しております。2,177万3,400円ということと、それと13ページをご覧くださいますと、滋賀県のところで、知事の退職金を書いております。それが4,400万円強ということになりますので、3,200万円くらいが今おっしゃられた数字になるかと思います。

C委員： 高いのは、ボーナスより退職金ですね。

B委員： 滋賀県は支給割合が70%と突出していて、東京とかに比べるとどういう事情なのですか？

会長： 2番目に高いのですかね。

事務局： 経過も含めまして、知事の退職金の70%の関係でございますけれども。実は前知事の嘉田知事の第1期目の時に退職金を受け取らないことで決断されまして、1期目の時には退職金は出ておりません。支給しないという条例でしております。そのようなことから、率を検討する必要そのものがなかったというのが第1期目。2期目につきましては、その繋がりの中で、給与の方はカットしてございましたが、退職手当は元に戻して2期目はそのまま支給されておりましたのが現状であります。ですから、今回こういった率を、再度考えるにあたりまして、金額そのものを検討するにあたりまして、ご意見を伺おうという思いがあります。

B委員： 給与の地域手当というのは、どういう類のものですか？

事務局： 一般職に通常地域手当が支給されておりますが、給料表の水準が平成18年に引下げられまして、全国的に下がった状態になりました。そうしますと地域の民間企業との差が生じますので、その差を埋めるために地域手当を支給することとし、本県ですと現在一般職に6.3%の地域手当を支給しております。特別職については、先ほどの資料にございますとおり、4ページの右端に地域手当支給割合を記載しております。全国的に見ても地域手当が特別職に出ているというところは非常に少なく、出してはいけないという決まりはありませんが、通常はあまり民間との比較で特別職の給与は決まっているものではありませんので、本県の場合は支給しておりませんし、多くの県で支給されていないというような状況でございます。出しているところについては、一般職に準じてという形で出しているものと思われます。

1つ補足させて頂きますと、そもそも地域手当というのは基本的に私どものような一般職員のために作られた制度でありまして、それは国全体でどこに行っても給料表というのは同じものが使われているというのが現実です。ですから基本

的な本俸と言っていますが、この金額自身は北海道から沖縄までそんなに変わりはないわけですが、ただやはり地域地域において民間企業は違いますし、当然東京は高うございます。こういったものをいかにして給与として調整するかという時に、東京の方は高くしなければならないということで、東京でしたら 18%が支給されております、また逆に地方部では 0%というかたちで、公務員の給与を地域の民間に合わせようというのが地域手当です。実はこの地域手当は、過去は調整手当という名前で、もっとうすい額で出ていましたが、本県におきましても過去は知事にも出ておりました。地域手当という制度に 18 年度に変わったわけですが、その際に制度をそのまま止めまして、条例に書いてあります給料月額だけで知事は支給するという形に変わったということでございます。

C 委員： もう 1 点ですけど、地域手当以外に民間の場合ですと、例えば住宅手当とかですね、様々な手当がございますね。こういったものはどうなっていますか。

事務局： 知事につきましては、この他に出るのは通勤手当だけでございます。

D 委員： 質問があります。こういう報酬っていうのは、責任に対しての報酬だと思うのですが、この 18 年前にこの報酬を決められたときに知事の責任はこれだけ重いものがあるとしてこの金額にされて、そこから下げられる、他府県なんかにしても下げられてきているというのは、知事の責任が前よりも少し軽くなったのか、決定権であるとか、そういうことが、軽くなってきているというのが職務上あるのでしょうか？例えば税収が減ってきているから知事の報酬を下げるという考え方もありますけれど、責任上の報酬と考えるのであれば、その責任は変わっているのかどうかっていうのがちょっと聞きたいです。

事務局： いろんな報酬の考え方があると思うんですけど、今ご質問のように、1 番目に責任というのがございます。例えば、県全体の方向性をとるとかそういう意味での責任というのは変わっていない、では、なぜ報酬が変わってきているのか、というのは、責任は責任としてもう一つは世の中の流れで、例えば世の中全体の給与とかいろいろなことを勘案する、少し始めに申し上げましたように、他府県の状況だとかいろいろなことを勘案してというようなことになっております。民間の給与も高くなったり下がったりと波があります。

近年は先ほどもおっしゃって頂いたように、上がるというのがありますが、それまではずっとどちらかというと下がり、いろんな事を勘案しながら、責任が軽くなって報酬を下げたというよりも、世の中の給与等の動きを見ながら下げていった。本県の場合は先ほども申し上げましたようにカットなんかもしておりますので、平成 8 年に改定をして以来、その基本の額は置いていたということで、今回いろんな社会情勢、あるいは他府県の状況等を勘案してご審議をして頂きたいということで諮問させて頂いております。

A 委員： 資料を見させて貰いますと、大阪なんかは随分下げてますね。直近でみますと大阪は 24 年、兵庫は 25 年。こういう取組ってあるんですか。島根県なんか見ますと、直近で見ますと、まあ下がっているんですけど。

今日みたいに荒れた天気になると四六時中危機意識みたいなやつが、24 時間 365 日不眠不休とは言いませんけれども、かなりの激務という気がしますね。

あんまり国会議員の先生なんかと比べるのはいかなものかとは思いますが、1 つの県の 147 万県民を代表するトップやという、そんなところで、それに

してはちょっと報酬が更にマイナス改定するところに対してはどうなのかなという感じはしますけどね。で、職員の皆さん方の累計でいったときに、さっき説明があった、間違ったら指摘頂きたいんですけども、要は26年度末で平成7年と比較してマイナス0.76%ですかね。ほとんど水準は上がってないということで、約1パーセント弱下がったということですよ。

事務局：

そうです。

会長：

国立大学法人も似たようなところがありますが、給与の考え方っていうのは、いわゆる年功序列・終身雇用を前提とした、地方公務員の給与のあり方についてはじゃんじゃん見方を変えていこうではないかというトレンドがあるのも事実ですよ。ですから、京都府なんかは少なくとも議論のレベルでは、以前は例えば変な話ですけど、勤続30年ずっと平の人と、試験なんかを受けて同じ地元採用なんだけれども勤続15年で役付きとでは、30年のベテランの方が給料が高いのは当たり前というのはおかしいだろうと。先ほども責任の話がありましたけれども、やっぱり責任とか活動量とか、そういうものに合わせて給料は払っていくという意味においては、変な言い方ですけど、じっと座っているだけで大過なく過ごしたというだけで報償が積み上げられていくという見方に対しては、だんだん変化をつけていかなければいけないという考え方は出てきているのだろうなという感じはいたしますね。

先ほどの話でご質問に出ましたように、やっぱり可能な限りで、今すぐというのは無理であっても、各県のカットの実質の状態についても少しデータを委員の方に頂ければ議論の参考になるんじゃないかと思っておりますので、その点をお願いしたいと思います。

私自身凡庸な人間なので、凡庸な意見しか出ませんが、滋賀県は非常に大事な琵琶湖を抱えて近畿一円のサービスを提供している、ある意味核となる大事な県だと考えておりますけど、あんまり給与とか報酬とかそういうもので極端に目立たない方がいいような気もするので。全体の流れというのを考えながら、中位というか中庸というか、上から2位3位を争う数字が出ているのは、ちょっとお引き受けする前には予想してなかったんですけども、逆にいうとカット、すなわち本来これだけ払うべきだというものに対する差は、現状とか体制とかいろんなこと考えて、県民感情を考えて、これだけ支給しませんよ、あるいは私はいいませんよという議論の中で、こんだけの給料は本来は支給すべきだという部分の見直しが少し遅れたのかなという印象はちょっと免れない。そんな感じはいたします。

A委員：

今の委員長に関連して質問なんですが、今回改定したにも関わらず、さらにカットをするということは、改定をしておきながらスタートからカットをするというのはね、見方は分かれるんでしょうが、なんのための改定やったんやと、そこはどうなんですか。

事務局：

カットというのは先ほど申し上げましたように、条例で決まってきます。今までカットされてきたのは、先ほどから出てきたように財政状況厳しい中で、いかに県民サービスを守るかという中で、じゃあいっぺんこの部分は辛抱しようということでカットされてきたと、こんなふうに思っております。月々どれだけのいいのかということについて、今ご議論いただきたいと思います。その中で、カッ

トするかしないのかというのは、やはり知事が判断するということですので、変な話ですけど、この報酬とカットとは少し別に考えていただいた方がいいのかなという気がします。

A委員： 大阪は直近で改定があったのに、さらにカットしているんですか？そういうことを知りたい。そんなんも含めてこういうデータが出てきているわけですね。直近で改定されたところは新たな改定で今後どうなるか分かりませんが、少なくとも今のカットは当時の改定前に比べると随分差は小さいと。改定の時期が47都道府県で、知事が直近の民意を反映した世相を反映した報酬になっている、その前まではそうでないと。だから県民の声を聞いて自らが2割とかカットすると。実態がこれだけでは掴みきれないというのが正直なところですよ。

C委員： 今回の審議会では、知事と副知事と議会議員と全部審議するわけですね。

議会事務局： 特別職ということで、知事・副知事・議会の議員と議論いただいております。平成8年に今の金額になってから、議会としては平成15年から順次カットをされてきてます。15年の段階で5%カット、これ一般の議員でございますけれども、17年に7%、23年7月以降になりますけど、同じく20%カットということで、カットを順次、特例条例に基づいてカットをされてきております。これは、議会の議員が自ら議案として提出して自らの報酬についてのカットを決めているという状況でございます。基本的には知事・副知事と同様に報酬、条例で決めて頂いている報酬はいじらずに特例条例でカットをしてきているというのが現状でございます。

会長： 議員の方も結論を出したいと思います。もちろんこの結論というのは知事・副知事と議員は別方向だという結論も当然有りうるべしという大前提のもとで議論を進めたいと思います。

それでは、まだ知事・副知事の結論というのはペンディングにしたうえで、次は議員の報酬についてどのような考え方で臨むべきかということについて前半と同じく質問も合わせてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか？

A委員： 議員で報酬はマイナス20%で、加算はマイナス10%。加算って何ですか？

事務局： これは、公務員独特のものなんですけども。期末手当にあたっては報酬の月額がございまして、それに役職に応じた加算というのがございまして、それがだいたい45%という上乗せがあります。ですから報酬掛ける1.45をした額がベースになると、それを先ほど言いました3.1月分掛けるという形になりまして、45%上乗せする部分がいわゆる加算と言っている部分です。ですから、45%の加算を10%カットしておりますので、40.5%となります。

会長： 今おっしゃった役職というのは、議長とか、委員会の委員長とか、そういうのがない人にはつかないというようなものですか？

事務局： いいえ、議員すべてについています。

ちょっと制度の補足をさせていただきます。一般職のボーナスにつきましても部長級・次長級につきましても同じような加算がございまして、これは過去に人事院が民間の状況を調べまして、そうすると配分傾向が同じ月数であっても幹部の方が高い月数になっている。一般職員の方が低い月数になっている。その差はどうかという調査をしたことがございまして、それをベースに部長級ですと今45%、その他ですと20%か15%とランクがあるんですけども、部長級に相当するものを

同じ特別職、議会にも適用しているわけでございます。

B委員： この20%カットというのはいつまで続くんですか？

議会事務局： 4月29日までが、前の議員の任期ですので、そこまでは20%カットが適用になります。

A委員： 議員さんの場合は、ここで論じるのは性格が違うと思いますが、例の政務調査費、兵庫県の。報酬と歳費とはまた性格が違います。ところがお金に色はつかないわけだね。その辺を見たときに、我々は分からないわけですから、それらについて知ったうえで議論した方が良いのか、関係ないよということで議論した方が良いのか、ちょっとよくわからないのですけどね。

議会事務局： 今、ご指摘いただいた政務活動費については、基本的には条例で定めているので、これについては昨年度末に議会の方で、全国的に問題があるということで、根本的に見直しをしようではないかということで、取決めがなされています。今回、改正がございましたので、早急に代表者会議等を開いて政務活動費の見直しを進めるということになるかと思います。これについては、この報酬審議会とは全く別個に議会の方で自ら議論が進んで、最終的に条例等の改正で変わっていくと考えてございます。

特例条例につきましても、こういう報酬審議会を経ずに議員が自らの議員提案で23年7月にあげられていますので、この報酬審議会でご議論いただいているのは、あくまで条例に定められる特別職の報酬についてであります。カットについては、前回の23年のときに自民党が公約にあげていましたので、それに基づいて実質2割カットが実現しました。今回どうなるかはわかりませんが、今回ご議論いただいた内容を受けて、また、議会の方で条例を見直すということになるのかなと考えております。

C委員： 会長がおっしゃったように知事・副知事、議員を含めて審議会としてこうあるべきということをしかり議論するということですかね。議員としてこうあってほしい、もしくはこういう審議だったと、基本的なものができたら、我々はよいわけですね。

事務局： (全国のカット内容をまとめた資料を配布)

事務局： 本則と書いてある分がカット前の額でございます。今、ご議論いただいているのが本則の部分になっております。右側の削減後と書いてあるのが、カット後のものでございます。カット率、それと終期、いつまでカットするのかということと、カット後の金額が表示されております。先ほど、ご質問がありました大阪府ですと30%カット、28年3月31日までとなっております。

会長： 半分以上がなんだかんだいろんな形でカットをなさっているということですね。E委員は、ご質問とかご意見とかございませんでしょうか？

E委員： すべてについて引き下げるべきというのが私の意見でございます。私が普段扱っている人たちから見ますと、この月額というのは年収かと思うくらいのレベルなんですよね。この数字で生活がどうのこうのというレベルではないというふうに私は考えております。一般の会社の従業員とは異なって給料を上げて働く意欲が増すというような、そういう立場の方々でもないと思っております。

そうなる大切なのは、県民に対して説明ができるのかなということになります。知事にしろ、副知事にしろ、皆さん責任のあるお仕事でとても大変だという

のは他の都道府県と全く変わらないというふうに私は考えております。そうしますと、人口類似団体あるいは財政規模類似団体と合わせて下げるとするのは結論としては大事かなというのが私の意見であります。

会長： 知事・副知事、議員もそうだというご意見ですね。

E委員： そうです。

C委員： 確かにそういう議論もあると思います。横並びが、若者を含めて次のステップに行く阻害要因になると思っております。ですから、これは特別職を含めて、そういう目標になるようなものにしたい。

会長： 世界中の国で、それぞれ地方議員の在り方とか給料についてさまざまな議論があるようでございまして、ある国ではその職に見合った仕事をやってくれる議員を持っている国の方が羨ましい気もするという意見もある。安けりゃいい、もちろん高けりゃいいというものでもない、なかなかどの辺りがいいのかということについても目安というか公式というようなものが、なかなか見つからない。一研究者としての私の感想なんですけれども。

その中でたまたま滋賀県という、こういう具体的な場所で日々行政をつかさどっておられる知事や副知事あるいは議員の方々の給与の在り方については、方向性と、一言で簡単に申し上げますけど、なかなかそれ簡単にはいかないということも分かってはおりますが、ただ結論は出さなければいけないと。しかも2回の会合です。もう少し時間もありますので、何かご意見ご質問がございましたら。

B委員： やっぱり同規模の団体の中で、滋賀県は最高のところに貼り付いてますし、尚且つ他のところを見ると、今後1年間や2年間だけのことに限るかもしれないですけど、さらにカットされている、ということになるとやっぱり少なくともこのレベルに合わすのが県民感情に合致するんじゃないかという気がしますが。

C委員： 特に議員の皆さんなんかは、やはり専任していこうという人が多いわけですね。そうした人たちはしっかり給料を出さないといけない。所得がないわけですからね。兼務だったらわかるんですが。

B委員： 知事に関しては平均的なものを出して、議員に関してはちょっとこれだけでは今のところ判断しづらいなと。つまり議員の数の問題ってありますでしょ。例えば知事一人であれば県の全人口と並べてというのがなんとなく理解できるんですけど、議員の場合一人あたりの人口はどうなんですか。知事に関しては、最近改定しているところは例外なく下げられてますけど。一部議員に関しては上げているところもあったりする。例えば広島県議会なんかは。

知事に関しては滋賀県高いなという印象はあったんですけども、議員に関しては高いなという印象があまりないわけなんですけど。これはちょっと議員の方は結論は出しにくいですね。

会長： 高度成長って私も含めて昔あったよなと遠い歴史に近いところもあるんですが、要するに人口は増える、行政需要は増える、経済は伸びる、税収は伸びる、仕事は増える、給与は上がるみたいな、どんどこどんこいって、時々「えっ」という時もあるって、また伸びるっていう、2、3年頑張れるっていうサイクルが、少なくとも中長期的にこの日本に、東京はどうか知りませんが、今後訪れるってことは極めて低いって事を考えると、やっぱりなんでもかんでも上げ

るっていうことは出来ない。やっぱり横並びの問題というのはあまり強調したくはありませんけど、しかし、同規模同人口県がどのような感じでやっておられるかを参考にしないといけないし、参考にするというのは地方自治体のディテイルでもございます。やっぱり地方自治体についていうと、隣県だとか同格県だとか同規模県についての動向を見ていくっていうのは、凡庸かもしれませんが、一つのやり方だという気もするんですよ。

そこらへんは、新しい年度から見通し得る限りにおいては、政治的な決断のカットはないという見通しであるという前提で議論を仮に進めるならば、多少の歩幅でもある程度下げる方向で、少なくとも他の府県に比べて突出して、突出というのは言い過ぎかもしれませんが、かなり上の方であるというのから少し位置を下方修正する方向にするのがいいのではないかと、私会長としてあんまり決定しすぎることを言うのは、まずい会長運営だと思うんですけども、私の個人的な感じは、今頂いた限りのデータに関して思うところでございます。

それに対しまして、先ほどから議論が出ておりますけど、議員さんに関してはおっしゃるように議員数、議員が一体何人の人口の面倒をみているのかということも含めていろんな議論がある、しかし我々には定数を議論する権限はない。ということではございますけれども、知事・副知事よりは小幅に下方修正にという方向に落ち付かざるを得ないのかなと、一委員として私が頂いたデータから思ったことです。少ししゃべりすぎました。他の委員の方からご意見を。

A委員： 今日頂いた資料を見る限りにおいては、現状より上げるというのは、出てこないですよ。現状を維持するのか、下方修正をするのか。

B委員： 結論めいた意見を申し上げるなら、知事に関しては下げる、下げた方がいいのではないかと。議員については、なんとも、知事と違って仕事のイメージが今一つわからないところがあるので、議論が成り立たないんですけど、財政規模の同じ自治体と見比べますと、84万円というのは、突出して高いと思います。こう見ますと兵庫・大阪・京都・愛知なんかとつい比べてしまいますんで、そんなに高いという印象は受けなかったんですけど、やっぱり、先ほどの人口類似団体、財政規模類似団体と比べますと84万円というのは上にはりついた数字ですので、もう少し下げてもいいのかなという気はしてきます。そこで先ほど言ったように、県議会議員として働いて頂くという意味であれば、このぐらいは必要なんではないかという意見についても理解できなくはないです。

A委員： 議員さんは、サラリーマンの仕事を片手間にやりながらやれるという、県議会はそんなレベルじゃないですよ。

議会事務局： 県議会は基本的には専業でなければできません。

E委員： 任期があつて、4年後にはもしかしたら無職になる可能性もあるということですね。そういうリスクを負ってでも、県民のために尽力してくださるという点を思うと私もちょっと低いのかなという感覚は持たないでもないです。ただ、会長が言われたように類似団体との比較を見ると滋賀県が上位にあるということは県民理解にはつながらないのかなと。

B委員： 知事であれば類似団体と比べて高すぎるという印象がなんとなくわかるんですけど、議会についてはちょっと単純にそうも言えるのかなという気もするんですけど。

- 議会事務局： 大都会ですと、例えば、東京とか大阪とかですと、人口が圧倒的に多いので、一人当たりの議員数となってくるとやっぱり滋賀県は低くなる。ただ、それは逆に鳥取とか、島根とか、香川とか人口少ないところの議員数と比較すると滋賀県は多いということになりますし、類似団体から見た場合はそんなに大きな差はないというのが現状なのかなと思っています。
- C委員： 確認ですが、退職金のことも意見を求めるとなっていますよね。知事および副知事の退職手当の額について意見を求めるとなっているが。
- 事務局： 退職金につきましては、資料 12 ページをご覧ください。上側の四角囲みの中に知事の退職手当の計算方法が書いておりまして、退職手当は給料月額、知事の場合 132 万円でございます、それに在職月数 48 ヶ月をかけまして支給割合、知事の場合 100 分の 70 をかけた額となり、4,435 万 2,000 円が知事の退職手当でございます。ですから、知事の給料を見直すと退職手当にも連動するというような形にはなっております。合わせて支給割合につきましては、本県 70 パーセントという支給割合でございますが、これは全国的に見ますと上位の方にあるというような状況でございます。
- 会長： 我々は例えば退職手当についての額を決めようとする場合には、月給を下げることによって退職手当を下げるしかないのか、それともやり方自体まで手を突っ込んで議論していいのか？
- 事務局： やり方自体は今回の議論の対象ではないと思っております。トータルとして退職手当、おそらく金額的にはこれくらいが妥当ではないかという議論になると思っております。
- B委員： 支給割合 70 というのを変えるというのは違うわけですね。
- 事務局： 要素として給料という要素と支給割合という要素がありますので、それを組み合わせて金額が決まってきます。ですから、それがどの月額にしてどの率にしたらいいいのかという議論はなかなか難しゅうございますので、トータル額としていくらかが妥当かというふうにご議論いただきますと、あとの率についてはこちらの方で計算するというようなこともできますので、トータルとして退職手当はいくらかが妥当なのかをご議論いただきたいと思いますと考えております。
- C委員： それぞれの立場の方がいらっしゃるわけですがけれども、企業としては本当にね、突出して……。私の意見ですけど。
- B委員： この数字が出てきたら、やっぱり「えっ」て思いますよね。
- E委員： 同意見です。
- 会長： 次回までの事務局提案の中に具体的な数字を伴った知事および副知事の退職手当額についてもこれくらいが妥当な線なんじゃないのというのは出していただけるということでよいでしょうか？
- ご異論がある場合は、途中で手を挙げて修正していただきたいのですが、基本的な方向として、コンセンサスとして出てきましたのは、私が拝聴している限りではありますが、上がるということはないよねと、これは第一の路線と、その上で知事・副知事の給与については、少し下方に直した方がいいが、退職手当については、更にもう一步踏み込んだカットもあるのではないかという、そういう見方です。議員に関して言いますと、あまり大幅なカットはそれほど望ましいことではないが、若干の下方という形で具体的な数字を出していただくと、そういう

ことでよろしゅうございますでしょうか。全体的な集約といたしましては。よろしゅうございますでしょうか。

時間の方もそろそろ5時に近づいて参りましたので、みなさんのご意見をまとめて、そのような形で次回までに事務局の案を出していただき、それを一つのたたき台として第2回の会議に臨みたいというふうに考えております。

本日の議論を踏まえまして、次回の会議までに事務局にこういうデータが欲しいというようなことや質問事項がございましたら、メール、電話等で事務局の方にそれぞれの窓口の担当の方がいらっしゃるでしょうから、ご依頼をしていただくと。時間の許す限り、事務局はそれに対応していただくということによろしゅうございますでしょうか？

B委員： 平成8年度の改定方針、知事については、同等類似団体ということだが、議員の場合もやはり同じようなことなのでしょうか？

事務局： 資料の3ページをご覧くださいますと、議長につきましては、副知事と同額というような方針でこれまで来ておりました。副知事の額が決まると自動的にそれになるというような形でございました。議員につきましては、知事の改定率と同じ率で改定を行っておりました。

C委員： だいたい話はわかりましたが、現状維持くらいが一つの、個人的には見方もあると考えています。

会長： 据え置き案もあり得るということで。

C委員： 結論は別にして、意見としてね。

会長： それでは、本日の議論は終わりといたします。事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

<事務局から連絡事項の説明>